

佐賀県告示第 157 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 29 年 2 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

唐津市

2 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（唐津処理区）

3 事業施行期間

昭和 53 年 1 月 13 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 53 年佐賀県告示第 39 号、昭和 62 年佐賀県告示第 237 号、平成 2 年佐賀県告示第 586 号、平成 5 年佐賀県告示第 492 号、平成 7 年佐賀県告示第 527 号、平成 10 年佐賀県告示第 560 号、平成 13 年佐賀県告示第 598 号、平成 16 年佐賀県告示第 636 号、平成 18 年佐賀県告示第 102 号、平成 19 年佐賀県告示第 12 号、平成 22 年佐賀県告示第 191 号、平成 24 年佐賀県告示第 19 号、平成 25 年佐賀県告示第 149 号及び平成 26 年佐賀県告示第 429 号の事業地のうち、唐津市見借字仁多田、鏡字松原添、字田中下、字潮水土井、字立神及び字新屋敷、原字水町、字下湯牟田、字松ノ下、字ホコデ、字五藤田、字三ノ久、字下野中及び字笹原、中原字沖津留及び字高土井、柏崎字前田及び字横枕、半田字八ノ坪、山本字中津並びに石志字木場及び

字門田地内における事業地を変更する。